

生 協 債 規 則

(前 文)

生協の土地や建物などの施設は、原則として組合員さんの資金でまかなわれております。店舗やセンターなどの建設で一時に多額の資金が必要となるときに、その目的債として生協債を発行します。

(総 則)

第1条 この規則は、生協の生協債に関する取扱いを定めるものです。

(募 集)

第2条 募集は、投資計画に基づき必要に応じ、理事会の承認を得て行います。

- 2 募集の広告は、定款の定めに基づき生協の掲示場に掲示して行い、かつ機関紙に掲載して行います。

(種 類)

第3条 生協債の種類は、以下の通りとします。

- 1) 満期期間 2年満期または3年満期
- 2) 1口金額 1万円／1口
- 3) 起算日 募集時に起算日（発行日）を発表します。

(利 率)

第4条 生協債の利率は、市場金利を参考に理事会において定めます。

- 1) 新規利率 第2条2項の方法で募集時に発表します。
 - 2) 継続利率 『満期のご案内』でお知らせします。
 - 3) 解約利率 途中解約の利率は、別に定めます。
- 2 発行済みの生協債は、期間中の利率変更を行いません。

(応 募)

第5条 生協債の応募は、以下の通りとします。

- 1) 応募資格 出資金残高3万円以上の組合員とその家族
 - 2) 応募限度 3百万円を限度に出資金残高の10倍まで
- 2 組合員およびその家族以外の名前での応募はできません。

(受 付)

第6条 生協債の受付は、各事業所備え付けの「生協債申込書・①～④4枚複写」に、必要事項を自署していただき、申込金（現金）と引換えに行います。

- 2 申込金と引換えに、必ず引換証「生協債申込書①」をお受取り下さい。
- 3 申込金は生協指定口座への銀行振込も可とします。但し振込手数料は申込者の負担とします。
- 4 銀行振込の場合の受付日は、申込金が生協指定口座に振込になった日付とします。

(発行)

第7条 生協債の発行は、発行日（起算日）以降、受領欄に署名、捺印をした受付時にお渡しした引換証と引換えに発行します。

- 2 生協債券と引換証の氏名、金額、満期日などの確認をお願いします。

(償還)

第8条 満期日の約1ヶ月前に、生協から『満期のご案内』をお送りします。

- 2 償還手続は『満期のご案内』とともに、生協債券の裏の領収書欄に署名、捺印をして各事業所受付にお持ち下さい、「生協債預り証」と引換えます。
- 3 「生協債預り証」は、全ての手続が終わるまで大事にお持ち下さい。
- 4 生協債の元金および利息のお支払い方法は、満期日をもって組合員さんが指定する金融機関口座への振込み（金融機関が休みの場合は翌営業日）または組合員さんの出資金口座への振替とします。ただし、償還手続のお申込みが遅れた場合は、振込日、振替日が満期日から遅れる場合があります。
- 5 金融機関口座への振込には、1週間ほどの事務処理日数をいただきます。

(継続)

第9条 継続は元金分のみとし、利息は前条4項に基づきお支払いします。

- 2 継続手続は、第6条、第7条を準用し、新たな生協債の発行となります。
- 3 継続した生協債の発行日（起算日）は、満期日の翌日になります。
- 4 継続は、生協債の種類を切替えて行なう事も可能です。

(出資金の減資)

第10条 出資金を減資する場合は、生協債購入額の10分の1以上の出資金を残さなければならない。

(預り金)

第11条 償還手続も、継続手続も行わなかった生協債の元金と利息は、預り金としてお預かりし、お支払い請求をされるまでの預り期間は、無利息となります。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会が行います。

(附則)

この規則は、2001年 6月11日制定、施行します。

2006年 9月11日 一部改訂（3年満期債の発行）

2006年 12月 8日 一部改訂（申込金の振込）

2010年 6月10日 一部改訂（出資金の減資を追加）

